



## 《会計・税務の知識》 令和7年からの年末調整が変わります！

### はじめに

令和7年4月、国税庁から「令和7年源泉所得税改正のあらまし」が公表されました。税制改正にともない、メディア等でも大きく取り上げられた「年収の壁」問題など、税負担の調整と子育て世代への支援強化に重点を置いた大きな改正がなされています。

本稿では、令和7年から8年にかけての年末調整における改正点および変更点についてご紹介します。

### 1. 基礎控除の見直し

基礎控除は納税者の最低限の生活を維持するために設けられた仕組みです。本改正では令和7・8年の2年間で段階的に基礎控除を引き上げていきます。これにより基礎控除額は最大で95万円になります。

合計所得金額		基礎控除額		改正前
		改正後		
		R7・8年	R9年以降	
	132万円以下	95万円		48万円
132万円超	336万円以下	88万円	58万円	
336万円超	489万円以下	68万円		
489万円超	655万円以下	63万円		
655万円超	2350万円以下	58万円		

※合計所得金額2350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。  
国税庁「令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等について」をもとに筆者作成

### 2. 給与所得控除の見直し

給与所得控除は最低保証額が65万円に引き上げられます。これにより、上記基礎控除と合わせていわゆる「年収の壁」が最大160万円まで引き上げられます。

給与の収入金額 (改正された範囲)		給与所得控除額	
		改正後	改正前
	162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超	180万円以下		収入金額×40%-10万円
180万円超	190万円以下		収入金額×30%-8万円

※給与収入額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。  
国税庁「令和7年度税制改正による基礎控除の見直し等について」をもとに筆者作成

### 3. 特定親族特別控除の新設

これまでの扶養親族に特定親族（居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得が58万円～123万円の人）の枠を設け、特定扶養特別控除を創設しました。これにより、所得が58万円から123万円の特定親族は最大63万円から3万円の控除を段階的に受けることができます。

### 4. 控除対象扶養親族などの所得要件の変更

基礎控除の引き上げと連動して、扶養親族や配偶者の所得要件を引き上げることで労働力不足の緩和や経済活性化を図る措置をおこなっています。

○控除対象扶養親族

⇒所得要件が48万円から58万円に変更

○同一生計配偶者

⇒所得要件が48万円から58万円に変更

○配偶者特別控除

⇒所得要件が48万円超133万円以下から58万円超133万円以下に変更

○ひとり親の生計を一にする子

⇒所得要件が48万円から58万円に変更

○勤労学生控除

⇒所得要件が75万円以下から85万円以下に変更

国税庁「令和7年4月 源泉所得税改正のあらまし」をもとに筆者作成

### 5. 住宅ローン控除の拡充措置継続

令和6年から適用されている特定対象個人の住宅ローン控除拡充措置が令和7年にも継続されます。

### おわりに

これまで紹介した以外にも、年末調整時に使用する扶養控除申告書に記載される「扶養控除対象親族」が「源泉控除対象親族」に変更されたり、令和8年からは生命保険料控除の控除額が最大6万円に引き上げられるなど変更点は多数あります。

また、本稿で紹介した合計所得金額や給与収入金額は、所得が給与収入のみに限定される場合には金額が異なります。

詳細については国税庁HPから「令和7年源泉所得税改正のあらまし」をご参照ください。

(担当：岩崎)